

大阪市告示第417号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                   | 年 月 日        | 供用時間   |
|-----------------------|--------------|--------|
| 大阪市立<br>西屋内プール<br>水泳場 | 令和7年4月15日（火） | 午後6時から |
|                       | 令和7年4月22日（火） | 午後8時まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）